

eClear 一般規約 Ver 1.0

eClear 一般規約（以下「本規約」という。）は、株式会社 eClear（以下「当社」という。）が提供する第 1 条に定める内容のサービス（以下「本サービス」という。）の利用に際し、アカウントを開設した法人（以下「利用者」という。）と当社との間の権利義務関係を定めるものとする。本サービスを利用するにあたり、利用者は本規約の全ての内容に同意するものとする。

第1条 （本サービスの内容）

本サービスは、当社が利用者と締結する個別契約（**第6条**に定義される。以下同じ。）に基づく電力現物取引を実施すると同時に、当社が当該電力現物取引に対応する反対売買である電力現物取引または電力先物取引（以下「反対取引」という。）を第三者（以下「取引相手方」という。）と実施することで、以下の機能を提供するものである。疑義を避けるために付言すると、当社が市場リスクを負う形で自ら電力現物取引及び反対取引の値付けを実施し、利用者に当該値付けによる価格を提示するサービスは行わない。

(1) 取引相手方との反対取引が電力現物取引である場合

- ① 利用者から見た取引相手方の与信リスクを低減する機能。
- ② 取引相手方から見た利用者の与信リスクを低減する機能。
- ③ 利用者及び取引相手方の匿名性を担保する機能。
- ④ 利用者および取引相手方との間で発生する契約書管理や与信管理をはじめとする売買関連実務を簡素化する機能。
- ⑤ 取引相手方の探索コストを低減する機能。

(2) 取引相手方との反対取引が電力先物取引である場合

- ① 利用者とは当社による電力現物取引と、取引相手方とは当社による電力先物取引という異なる契約形態の取引を接続する機能。
- ② 利用者及び取引相手方の匿名性を担保する機能。
- ③ 利用者および取引相手方との間で発生する契約書管理や与信管理をはじめとする売買関連実務を簡素化する機能。
- ④ 取引相手方の探索コストを低減する機能。

第2条 （関連規約及び適用関係）

1. 本規約に定めるもののほか、本規約上で使用される用語の定義並びに本サービスのアカウント開設、利用及び手数料等に関し必要な事項は、株式会社 enechain（以下「enechain」という。）の eCloud 利用規約（以下「eCloud 利用規約」という。）並びに当社の eClear 取引細則（BG 渡し）、eClear 取引細則（JEPX 渡し）、eClear 契約履行保証及び手数料細則（総称して、以下「関連規約」という。）に定める。
2. 本規約、eClear 取引細則（BG 渡し）、eClear 取引細則（JEPX 渡し）、eClear 契約履行保証及び手数料細則は個別契約に適用されるものとし、本規約及びこれらの細則と個別契約に異なる定めがある場合、個別契約の定めが優先される。
3. 本規約及び関連規約に定めるもののほか、当社及び enechain が取得した個人情報の取り扱いに関し必要な事項は、enechain グループのプライバシーポリシー（<https://enechain.co.jp/privacy>）に定める

ところによるものとする。なお、当社が取得した個人情報の取り扱いに関しては、enechainに係る部分を当社と読み替えて同プライバシーポリシーを適用する。

第3条 （アカウント開設手続き等）

- 1 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、eClear アカウント開設申込書に必要事項を記入し、当社に提出することで申し込みを行うものとする。
- 2 当社は、申請書を受領後に利用希望者に対する審査を行い、その結果に基づき開設申込が受理された者に対してのみ、eClear アカウントの開設を行うものとする。当社が申込みを受理しなかった場合、その判断理由は利用希望者に一切開示されない。また、利用希望者は当該判断に対して異議を述べることはできないものとする。
- 3 当社は、アカウント開設が完了した利用希望者に対し、重要事項説明を実施する。利用希望者は、当該説明を受けた後、eClear 重要事項説明確認書に捺印するものとする。当社は、eClear 重要事項説明確認書に捺印した利用希望者に対してのみ本サービスを提供する。
- 4 当社は、個別契約の締結および個別契約に定める義務の履行にあたり、アカウント開設申込書に記載された情報（以下「アカウント情報」という。）に依拠するものとする。アカウント情報に変更が生じた場合、利用者は速やかに当社にその旨を届け出るものとする。
- 5 当社は、個別契約の締結または個別契約に定める履行に関連して、アカウント情報に依拠したことにより利用者に損害が生じたとしても、当社の故意または重過失がない限り、一切責任を負わないものとする。

第4条 （トレーダー登録及び本人確認）

- 1 利用者は、eClear アカウント開設申込書に必要事項を記入し、取引権限を有する者をトレーダーとして登録する。
- 2 当社は登録された各トレーダー（以下「登録トレーダー」という。）にトレーダーID を付与する。登録トレーダーは確認キーを設定し、当社指定の方法で連絡する。
- 3 登録トレーダーは自己の責任においてトレーダーID 及び確認キーを管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしたりはならない。
- 4 個別契約締結が電話上、又は、電子メール、チャットツール、若しくはその他コミュニケーション手段（以下「本伝達手段」という。）でなされる場合、当社または当社の指定仲介事業者は、以下の項目を照合し、一致を確認することで本人確認を行う。
 - ① 氏名
 - ② トレーダーID
 - ③ 確認キー
- 5 上記の本人確認に基づき、当社または当社の指定仲介事業者が登録トレーダーとして取り扱った場合、トレーダーID または確認キーの偽造、変造、盗用、または不正使用などが発生していたとしても、当社は締結された個別契約を有効とみなす。利用者は、本伝達手段で締結された個別契約の効果について異議を述べないものとする。ただし、本人確認における誤りが、当社の故意または重過失による場合はこの限りではない。
- 6 個別契約締結が、株式会社 eSquare が提供するプラットフォームである eSquare Live（以下「eSquare Live」という。）を通じてなされる場合、利用者又は利用者が発注の入力を委託（以下「注文代行」という。）する第三者（以下「代行事業者」という。）による eSquare Live へのログインをもって本

人確認を完了し、当社による利用者のトレーダーID、担当者名及び確認キーの確認は不要とする。
なお、注文代行については、利用者及び代行事業者の間での取り決めとし、当社は、代行事業者による行為について責任を負わない。

第5条 （営業日及び休業日）

1. 当社は、次に掲げる日を休業日とし、その他の日を営業日とする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日
 - (4) 年末年始（12月29日～1月3日）
2. 当社は、必要があると認めるときは、臨時の休業日又は営業日を定めることができる。
3. 前項の場合、当社は、実務上可能な限り、あらかじめ臨時の休業日又は営業日を利用者に通知するものとする。

第6条 （個別契約）

1. 利用者及び当社との間の eClear 電力受給個別契約（以下「個別契約」といい、未締結の個別契約であって、利用者が当社に対しその締結を新規に申し込むものを「新規個別契約」という。）の締結に関する、利用者による当社への新規の申込み（以下「ポスティング」という。）、当社のポスティングの承諾手順、及び、利用者及び当社との新規個別契約成立の手順は、eClear 契約履行保証及び手数料細則に従うものとする。
2. 成立した個別契約の内容は別途当社から発行され利用者宛てに送付される eClear 電力受給個別契約 契約内容控えに記載されるものとする。
3. 個別契約の受渡が、利用者が所属するバランシンググループ（以下「BG」という。）及び当社が所属する BG 間で行われる取引の場合（以下、BG 間で行われる受渡方法を「BG 渡し」という。）の取引に係る詳細は eClear 取引細則（BG 渡し）に従うものとし、個別契約の受渡が、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」という。）を通じて行われる取引の場合（以下、JEPX を通じて行われる受渡方法を「JEPX 渡し」という。）の取引に係る詳細は eClear 取引細則（JEPX 渡し）に従うものとする。
4. 受渡方法が BG 渡しか JEPX 渡しかを問わず、履行保証及び手数料については eClear 契約履行保証及び手数料細則に従うものとする。

第7条 （託送供給等約款等の遵守）

1. 本サービスを通じて当社と利用者の間で行われる給電及び受電（以下「本電力受給」という。）に際しては、本電力受給にかかる給電エリア及び受電エリアの一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」という。）が定める託送供給等約款、これに従って当社又は利用者が当該一般送配電事業者と締結する各種合意文書並びに電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）の定めるルールを遵守する。
2. 当社及び利用者は、本サービスを利用するためのアカウント開設前に本電力受給に必要な託送契約等を当該一般送配電事業者との間で締結する。
3. 電力の受給に先立ち、当社または利用者のうち、受電者となる者は、受電者としての需要・調達計画もしくは発電・調達計画（以下「受電者側計画」という。）を、給電者となる者は、給電者として

の需要・販売計画もしくは発電・販売計画（以下「給電者側計画」という。）を、それぞれ所定の期限までに遅滞なく広域機関に提出する。

4. 前項に定める受電者側計画及び給電者側計画は、個別契約の定めに基づき作成する。
5. 当社及び利用者は、託送契約等に基づき、当該一般送配電事業者又は広域機関からの給電指令又は混雑処理に伴う系統連系設備・変電設備もしくは送電線網の制約により、受給電力の全部又は一部に制約を受けた場合、相互に速やかにその旨の通知を行う。
6. 反対取引が現物取引の場合、受給パターンの平日、休日とは、別途定めのない限り、受給エリアの当該一般送配電事業者が定める最新の託送供給等約款に準ずる（但し、受電エリア又は給電エリアのいずれかの当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款が休日と定める日は、他方のエリアにおいても休日と扱う。）。また、反対取引が先物取引の場合、受給パターンの平日及び休日の定義は、当該先物取引を行う国内又は国外の商品取引所が定めるところに準ずるものとする。

第8条 （システム利用に関する非保証）

当社は、eCloud 利用規約第 12 条各号に掲げる事項に加え、本サービスに基づき当社が提供するシステム（以下「本システム」という。）について、次の各号に掲げる事項に関し何らの保証も行わない。

- (1) 本システムの利用が利用者の意図する目的又は用途に適合すること
- (2) 本システムの利用によって、利用者のコンピュータへの不具合及び障害が生じないこと
- (3) 本システムを永続的に提供すること
- (4) 本システムに基づき当社から提供される情報が完全及び正確であること

第9条 （システム利用に関する免責）

- 1 当社は、本システムの運用において、その時点における技術水準を前提とした最善の努力を行う。但し、当社は、次の各号に掲げる利用者の損害について、その責めを負わない。
 - (1) 本システムの内容により発生又は誘発された損害
 - (2) 本システムにより提供されたデータを基礎として行われた取引により生じた損害
 - (3) 本システムの提供に用いるシステムの障害に基づき生じた損害
 - (4) 利用者が使用するコンピュータ、回線及びソフトウェア等の環境等に基づき生じた損害
 - (5) 本システムの提供の制限、停止又は本システムの内容の変更により生じた損害
 - (6) 本システムの利用を原因とするコンピュータウイルス感染等により発生したコンピュータ、回線及びソフトウェア等の損害
 - (7) 本システムにログインするための情報（ログインパスワードを含むがこれに限られない。）の漏洩、盗難等によって生じた損害
 - (8) その他当社の責めに帰すことができない事由により生じた損害
- 2 利用者が保有する通信回線、通信機器又はコンピュータシステム（ソフト・ハード）等の障害若しくは瑕疵が発生した場合、利用者が自らの責任と費用負担によりそれを解決するものとし、当社はその原因を調査する義務又は解決する義務を負わない。

第10条 （不可抗力による免責）

1. 天災、地変、戦争、落雷など、当社及び利用者のいずれの責めにも帰すことができない事由により、又は、個別契約に適用のある法律、政省令、通達若しくはガイドライン等若しくは自主規制機関等

の定める諸規則等の変更によって個別契約に関する債務の履行が不可能又は違法となることにより、個別契約の定める受給期間における当社又は利用者の受電義務又は電力供給義務の履行ができない場合（以下、これらの事象を総称して「不可抗力事由」という。）は、その限りにおいて、当該受給期間における当社及び利用者の受電義務及び電力供給義務は免責される。当社又は利用者による受電義務又は電力供給義務の履行ができる場合であっても、取引相手方に生じた不可抗力事由により、当社が本サービスの提供が難しいと判断した場合は同様に当社及び利用者の受電義務及び電力供給義務は免責されるものとする。

2. 前項の不可抗力事由に該当し、且つ、当社及び利用者の受電義務及び電力供給義務が免責されたことにより個別契約に定める電力量の全部又は一部が供給又は受電されなかった場合、別紙**第1項**、**第2項(2)**及び**第3項**の規定に沿って算出した金額（以下「免責清算金」という。）に基づき、当社及び利用者の間で、清算を行うものとする。但し、本項は反対取引が国内又は国外の商品取引所を利用した取引である場合に限り適用される。
3. 不可抗力事由によって自己の受電義務又は電力供給義務の履行ができない当事者は、不可抗力事由が発生したことを認識した場合、速やかに相手方に書面により通知するとともに、当該不可抗力事由の個別契約への影響が最小限となるよう努力し、その後の対応を相手方と誠実に協議する。

第11条 （守秘義務）

1. 当社及び利用者は、個別契約の締結前に行われた交渉の段階又は締結後に行われた履行の段階において取得した営業上の情報等、個別契約の締結の事実及びその内容、並びに開示者より被開示者に対し秘密である旨が明示された書面又は電子メール等の有体物により開示された情報及び秘密である旨が告知された上で口頭にて開示された情報（但し、開示日から14日以内に、書面又は電子メールにより、対象となる情報を特定した上で秘密である旨が通知されたものに限る。）（以下、これらを総称して「秘密情報」という。）を相手方からの事前の書面による同意なしに第三者（当社若しくは利用者又はそれらのグループ会社（当社又は利用者の関連会社、及び、当社又は利用者の発行する議決権のある株式（自己株式を除く。）の50%以上を直接又は間接に有する者を含む。以下同じ。）の役職員又は弁護士若しくは公認会計士等の専門家、金融機関のうち、個別契約の締結及び個別契約に基づく債務の履行のために秘密情報を知る必要のある者に対して、個別契約の締結、個別契約に基づく債務の履行、及び個別契約締結に向けた与信審査・管理業務のために必要な限度で秘密情報を開示する場合を除く。）に開示し、提供し、若しくは漏洩し、又は個別契約の締結及び個別契約に基づく債務の履行の目的以外の目的に使用してはならない。
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとする。
 - (1) 開示者が開示した時点において既に公知となっている情報又は開示者が開示した後に被開示者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (2) 開示者が開示した時点において既に保持していた情報
 - (3) 開示者の秘密情報を使用することなく、被開示者が独自に開発した情報
 - (4) 被開示者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
3. **第1項**にかかわらず、裁判所、行政機関、商品取引所、JEPX、広域機関又は一般送配電事業者等の公的機関より開示を請求された場合には、法令上可能な範囲内で、開示者に事前に開示先及び開示内容を通知することを条件として開示することができる。但し、緊急やむを得ない事由により事前通知ができない場合には、開示後直ちに通知することで足りるものとする。

第12条 （権利義務の譲渡の禁止）

1. 当社及び利用者は、第13条第6項による場合を除き、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、個別契約の契約上の地位および個別契約から生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は質権等の担保権設定その他の処分をしてはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、個別契約に基づき利用者に対して有する一切の請求権の全部又は一部について、株式会社三菱UFJ銀行（以下「本金融機関」という。）のために質権等の担保権（根担保権を含む。）を設定することができ、利用者はこれをあらかじめ承諾する。

第13条 （契約解除）

1. 当社又は利用者（以下「催告解除非該当者」という。）は、相手方（以下「催告解除該当者」という。）が個別契約上の義務を履行しない場合において、催告解除該当者に対して書面にて契約の履行を催告し、当該催告後2営業日以内に当該義務が履行されなかった場合、催告解除非該当者は、個別契約を解除することができる。
2. 当社又は利用者（以下「無催告解除非該当者」といい、催告解除非該当者と総称して「解除非該当者」という。）は、相手方（以下「無催告解除該当者」といい、催告解除該当者と総称して「解除該当者」という。）が次の各号の事由の一つに該当するときは、利用者が無催告解除該当者に該当する場合には当社は催告をすることなしに個別契約を解除することができ、当社が無催告解除該当者に該当する場合には当該事由に該当した日の翌日の0:00をもって個別契約は当然に解除されるものとする。
 - (1) 監督官庁より営業取消し、停止等の処分を受けた場合
 - (2) 支払停止の状態に陥った場合
 - (3) 電子交換所から不渡報告若しくは取引停止処分を受けた場合又は発生記録を行った電子記録債権が支払不能となった場合
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、競売等の申立を受けた場合
 - (5) 資産状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由がある場合
 - (6) 破産、民事再生、会社更生、特別清算手続き開始等の申立を受け、又は自らこれらの申立をした場合
 - (7) 会社の解散を決議した場合
 - (8) 第151条の規定に反する事項が判明した場合
3. 解除非該当者が、前二項に基づき個別契約を解除した場合（前項に基づき個別契約が当然に解除された場合を含む。）、解除該当者との間で締結済みのその他のすべての個別契約は、催告をすることなしに解除されるものとする。なお、前二項及び本項に基づき解除された全ての個別契約に基づき解除該当者が解除非該当者に対して負う債務（第5項の清算金を含む。）については、当該個別契約に基づき解除該当者が解除非該当者に対して有する債権（第5項の清算金を含む。）と相殺されるものとする。
4. 解除該当者は、第1項の規定に従って催告を受け、2営業日以内に自己の債務を履行しない場合、第2項各号のいずれかに該当する事由が発生した場合又は本規約に基づき締結済みの個別契約のいずれかが解除された場合は、全ての個別契約について、相手方に対する一切の債務の履行につき期限の利益を失い、直ちに債務の全額を解除非該当者に支払わなければならない。
5. 本条の定めに従って個別契約が解除となり、個別契約に定める電力量の全部又は一部が供給又は受電されなかった場合、別紙の規定に沿って算出した金額（以下「清算金」という。）に基づき、解除

該当者及び解除非該当者の間で、清算を行うものとする。

6. 利用者は、当社が本金融機関に対する債務を履行しなかった場合、当社が本金融機関又は本金融機関の指定する第三者（本金融機関の子会社及び関連会社を含むが、それらに限られない。以下本項において同様とする。）に対して個別契約の契約上の地位を承継させるために、当社が本金融機関との間で地位譲渡予約契約を締結すること、および予約完結権の行使により当社の契約上の地位が本金融機関又は本金融機関の指定する第三者に承継されることを（但し、本金融機関に承継される場合は、利用者が本電力受給を受ける権利を放棄するものとする。）予め承諾し、かつ、当社または本金融機関から求められた場合は、地位譲渡に関して、必要な協力（承諾書の作成を含むがこれに限られない。）を行うものとする。
7. **第1項乃至第3項**に基づき解除を申し入れられた解除該当者は、解除に起因する直接的損害（疑義を避けるために付言すると、解除された個別契約に基づく取引以外の機会損失等は含まれず、また清算金を除いて**第14条第2項**が適用される。）（以下「本件損害」という。）につき直ちに賠償の責に任ずる。但し、本件損害が解除を申し入れた当事者の故意または重過失に起因する場合はこの限りではない。

第14条 （損害賠償）

1. 当社及び利用者は、給電者側計画及び受電者側計画における最終計画の不整合を含む自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）を与えた場合、これを賠償する責めを負う。
2. 前項にかかわらず、本規約又は個別契約に別の定めがある場合及び相手方の故意又は重過失による場合を除き、本サービスに関連して当社又は利用者が被る損害のうち、自らの逸失利益、営業損失、不稼働損失等の間接かつ特別の損害については、当社及び利用者は、相手方に対して賠償する義務を負わない。

第15条 （反社会的勢力の排除）

1. 当社又は利用者は、自己、自己の役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者又は自己の主要な出資者が、反社会的勢力に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 本条において反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴

力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。)

- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - (i) 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - (ii) 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - (iii) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - (iv) 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (v) その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されべき関係にあると認められること

3. 当社又は利用者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 個別契約に基づく取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4. 当社又は利用者は、本条の規定に反する事項が判明した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。

第16条 （法令等の遵守）

- 1. 当社又は利用者は、個別契約に関して、適用のある法律、政省令、通達若しくはガイドライン等又は自主規制機関等の定める諸規則等（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を含み、以下「法令等」という。）を遵守するものとする。
- 2. 当社又は利用者は、個別契約に関して、法令等遵守のため必要となる措置（法令等遵守のため必要となる場合には、個別契約を締結する部門が発電・電力卸事業に係る部門である場合における自ら又はグループ会社の小売電気事業に係る部門との間の情報遮断措置、及び、個別契約を締結する部門が小売電気事業に係る部門である場合における自ら又はグループ会社の発電・電力卸事業に係る

部門との間の情報遮断措置を含む。)を講ずるものとする。

第17条 (残存条項)

第 11 条、第 12 条、第 13 条第 5 項乃至第 7 項、第 14 条及び第 17 条乃至第 19 条の各規定は個別契約が終了した後も存続する。但し、第 11 条の規定は個別契約終了後 2 年間に限り有効とする。

第18条 (誠実協議)

本規約及び個別契約に定めのない事項、又はその解釈に疑義が生じた場合には、当社及び利用者は互いに誠意をもって協議のうえ、これを解決する。

第19条 (裁判管轄・準拠法)

1. 本規約及び個別契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
2. 本規約及び個別契約は、全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられる。

第20条 (個別契約・本規約の変更)

1. 電気事業法その他の法令及び税制の改正、或は託送供給等約款その他関係する一般送配電事業者が定める諸規定の変更等により、個別契約の内容の見直しを余儀なくされる場合は、当社及び利用者は相手方に個別契約条件の変更について協議を申し入れることができる。
2. 当社は、自らが必要と判断した場合、利用者の承諾を得ることなく、本規約の追加、変更又は削除（以下、本条において「変更等」という。）を随時行うことができる。なお、変更等を行う場合には、当該変更等の内容を管理者に対して事前に通知するものとするが、変更等が利用者に不利益を与えるものではないときは、事前の通知は不要とする。締結済みの個別契約については、本規約の変更等にかかわらず、契約締結時点における本規約の内容が参照されるものとし、これを変更する場合には、当社及び利用者が記名押印又は署名した別途書面により変更契約を締結するものとする。

1. 本規約第10条第2項に規定する免責清算金及び第13条第5項に規定する清算金は、以下の算定式で算出されるものとする（疑義を避けるために付言すると、免責清算金及び清算金はそれぞれ別個に算出され、合算されるものではない。）。なお、免責清算金には、不履行清算金単価及び不履行電力量は適用されない。

$$[\text{清算金}] = \Sigma([\text{各個別契約の未履行清算金単価}] \times [\text{各個別契約の未履行電力量}]) + \Sigma([\text{各個別契約の未履行清算金単価}] \times [\text{各個別契約の不履行電力量}])$$

2. [各個別契約の未履行清算金単価]の定義は以下の通りとする。

- (1) [実再構築費用単価]があれば[実再構築費用単価]

[実再構築費用単価]の定義は以下の通りとする。

解除該当者が買主の場合、[個別契約価格] - [解除非該当者の実再販売価格]

解除該当者が売主の場合、[解除非該当者の実再購買価格] - [個別契約価格]

実再販売価格もしくは実再購買価格とは、個別契約の解除から[2]営業日以内に解除非該当者が商業的合理的に最大限努力した形で再販売もしくは再購買を行った価格を指すものとする。

- (2) [実再構築費用単価]がなければ[想定再構築費用単価]

[想定再構築費用単価]の定義は以下の通りとする。

解除該当者が買主の場合、[個別契約価格] - [契約解除時市況価格]

解除該当者が売主の場合、[契約解除時市況価格] - [個別契約価格]

[契約解除時市況価格]とは、個別契約解除日の、enechain カーブの、当該商品の、当該限月価格を指すものとする。

ひと月未満の未履行電力量が発生した場合、契約解除時市況価格は以下の通り算出するものとする。

$$[\text{ひと月未満の未履行電力量の契約解除時市況価格}] = ([\text{当該月の enechain カーブ価格}] \times [\text{当該月の日数}] - [\text{契約解除時点の当該月における発表済み JEPX スポット価格算術平均}] \times [\text{契約解除時点の当該月における JEPX スポット価格発表済み日数}]) / [\text{契約解除時点の当該月における JEPX スポット価格未発表日数}]$$

3. [各個別契約の未履行電力量]の定義は以下の通りとする

個別契約に定める電力量のうち、個別契約の解除日から個別契約の受給終了日までに受給電される予定の kWh 数量。なお、免責清算金においては、「個別契約の解除日から個別契約の受給終了日まで」は「当社及び利用者の受電義務及び電力供給義務が免責されたことにより個別契約に定める電力量の全部又は一部が供給又は受電されなかった日」、及び、「受給電される予定の kWh 数量」は「受給電されるはずだった kWh 数量」と読み替えるものとする。

4. [各個別契約の不履行清算金単価]の定義は以下の通りとする。

不履行電力量が発生した各 30 分コマについて、個別契約に定める電力量 1kWh 当たりの電力量料金単価と、不履行電力量が発生したエリア（解除非該当者が給電者の場合は給電エリアを指し、受電者の場合は受電エリアを指す。）の、当該 30 分コマの、インバランス単価との値差。

5. [各個別契約の不履行電力量]の定義は以下の通りとする

個別契約に定める電力量のうち、個別契約の解除日までの間に解除該当者事由で計画不整合となり、受渡が行われなかった kWh 数量。但し、JEPX 渡しの場合には 0kWh とする。

6. 算出される[清算金]がゼロ以上となる場合、解除該当者から解除非該当者への払いとなる。
算出される[清算金]がゼロ未満となる場合、解除非該当者から解除該当者への払いとなる。
7. 上記の定めに関わらず、当社が解除該当者でありかつ当該個別契約の反対取引が現物取引の場合、[各個別契約の未履行清算金単価]は[想定再構築費用単価]とする。また、当社が解除該当者でありかつ当該個別契約の反対取引が先物取引の場合、[各個別契約の未履行清算金単価]は[想定再構築費用単価]に反対取引としての先物取引の清算実績を加味した金額とし、当社もしくは本金融機関は利用者に対して当該金額の算定根拠を示すものとする。